

新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了

令和3年3月18日
新型コロナウイルス感染症
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和3年1月7日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施すべき期間とされている同年3月21日をもって、緊急事態が終了する旨を公示する。